所管部課		まちづくり部道路交通課	音	長	田辺康弘			
件 名		専決処分の報告について (横断歩道上の穴による人身事故)						
			区分	\circ	1審議事項		2報告事項	
関係事項	条例 規則	地方自治法第180条第2項						
	部課 機関							

1. 要旨

令和4年5月18日(水)午前11時30分頃に、東大和市南街6丁目38番2先の市道の 横断歩道上において発生した人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の 専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づ き、市議会に報告したい。

(1) 事故の内容

上記の日時及び場所において、相手方が徒歩で横断中、舗装に生じていた穴(縦及び横20cm程度、深さ1~3cm程度)につまずき、転倒したことにより受傷したもの。 損害賠償額の決定及び和解の内容については、損害賠償額として146,535円を市が相手方に対して支払うものである。

(2)影響及び効果

当該事故について、相手方との和解に関する必要な手続きが完了する。

2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

令和4年 5月18日 (水) 事故発生 令和4年12月21日 (水) 専決処分 令和4年12月21日 (水) 示談締結

3. 留意事項(問題点等)

特になし

4. 主管部処理案(検討結果等)

- ・令和5年第1回市議会定例会に、議案を提出したい。
- ・賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」により全額補填される。

5. 審議結果

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。